

4回
平成30年第 総 会
4月

白井市農業委員会会議録

平成30年4月6日 開会

平成30年4月6日 閉会

白井市農業委員会会議録

平成30年4月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長	笠井行雄
会長代理	中村教雄
1番	根本孝一
2番	岩井聡明
3番	芦田恵子
4番	今井幹代
5番	福田孝一
6番	内藤秀樹
7番	宇賀義則

出席農地利用最適化推進委員は次のとおり

1. 齋藤和博
2. 秋谷茂男
3. 川上洋
4. 押田勝巳
5. 海老原清
6. 山崎雅巳
7. 伊藤治
8. 秋本善久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 平成30年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 下限面積（別段面積）の設定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

5月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 4月24日火曜日
- ・事前審査会（案） 5月 1日火曜日
第2班 午前9時から 本庁舎3階会議室301
- ・総 会（案） 5月 8日火曜日
午後4時00分から 本庁舎3階会議室301

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 改めまして、こんにちは。お忙しい中、先ほどの議会の常任委員会との意見交換会に引き続きまして、平成30年4月の定例総会に出席いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ことしは桜の開花も例年より1週間以上も早いということで、もう既に葉桜になっている状態であります。

それに続きまして、梨の花についても、桜同様に1週間以上も早く、今まさに満開ということになっております。

これから梨農家さんにとっては、交配やら摘花作業等忙しくなりますけれども、健康には十分気をつけていただきまして、農作業を頑張ってくださいと思います。

それから、先ほど事務局のほうから報告がありましたように、農業委員会の事務局の人事異動によりまして、湯浅事務局長が市民環境経済部長に昇格されました。

まことにおめでとうございます。

後任として、高橋きよ子さんが事務局長として就任されました。

これからもよろしく願いいたします。

それから多納さんにつきましては、企画政策課に異動されました。

2年間ではありましたが、お疲れさまでした。

今後のご活躍をお祈りしたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成30年4月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、5番、福田孝一委員、6番、内藤秀樹委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号につきましては、最適化推進委員の押田勝巳委員が関係しております。

この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとされております。

押田委員、一時退席をお願いします。

[押田勝巳委員退場]

笠井会長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年4月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、木字大山605番1、外1筆。

地目、畑、現況、畑。

地積、2筆で1,852平米。

権利者、白井市木 番地、〇〇〇〇。

経営面積、89アール。

義務者、白井市木 番地、〇〇〇〇。

事由、賃貸借権の設定。

2番、大字木字東吾妻、地番805番4。

地目、畑、現況、畑。

地積、7,080平米。

権利者、白井市木 番地、〇〇〇〇。

経営面積、89アール。
義務者、白井市木 番地、〇〇〇〇。
事由、賃貸借権の設定。
以上でございます。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

笠井会長

ありがとうございます。
先に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。
芦田恵子委員、お願いします。

芦田恵子委員

1班班長の芦田です。
議案第1号1番について、3条申請にかかわる調査報告を行います。
資料1番です。
当日は、権利者、〇〇〇〇さんと、義務者、〇〇〇〇さんの代理人で、〇〇さんのお父さん、〇〇さんが出席されました。
申請地は、市役所から北へ約1キロメートルに位置しております。
申請地の現状についてですが、梨の苗木が200本ほど植えてありました。
進入路については、市道により確保されております。
次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。
権利者の所有している主な農機具は、親も梨栽培をしており、大体そろっており、足りないものは、青年等就農資金で徐々に買いそろえる計画です。
労働力は本人1人で、年間従事日数は275日の予定です。
技術力も、大学を卒業してから親の梨栽培を手伝っていたので、あります。
面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。
青年等就農計画認定を申請するため、父親の友達である〇〇さんが1人で梨づくりをしていたのが大変で、父親が管理していた畑を賃貸借し、親とは別経営として営んでいくそうです。
これから効率的に耕作していくものと思われまます。
また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。
以上、全ての調査結果から、本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。
次に、議案第1号2番について報告いたします。
資料は2番です。
当日は、権利者、〇〇〇〇さんの代理人で、父親の〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さんの代理人として、夫の〇〇〇〇さんが出席されました。
申請地は、市役所から北へ約1.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、長年、栗畑としてつくってきましたが、本人高齢になり、木も枯れて、現在収穫できる木は10本ぐらいだそうです。

秋までに古株を抜いて、収穫が終わったらきれいに整地して、梨を植える予定だそうです。

進入路につきましては、農道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、親も梨栽培をしており、大体そろっており、足りないものは、青年等就農資金で徐々に買いそろえる計画です。

労働力は、本人1人で、年間従事日数は275日の予定です。

技術力も、大学を卒業してから親と一緒に梨栽培を手伝っていたので、あります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

青年等就農計画認定を申請するため、〇〇さんが高齢で栗畑の草刈り作業がきつくなり、管理ができなくなった畑を賃貸借して、親とは別経営として営んでいくそうです。

これから効率的に耕作していくものと思われます。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番、2番、中村教雄委員、お願いします。

中村教雄委員 木担当地区の中村です。

まず、1番の〇〇〇〇さんに関しては、先ほど班長さんが言われたとおりに、1人で梨作業をしています。

後継者についても、農家をやるかどうかははっきりわからないので、これ以上の耕作ができないということで、賃貸借するという事です。

2番の〇〇〇〇さんに関しては、こちらも後継者が農家をやっていないので、いずれは農地を荒れるような形になってしまうので、それを補うために賃貸借をするということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入

ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

宇賀委員。

宇賀義則委員 宇賀です。

質問なのですが、契約の更新は何年ごとにされるのでしょうか。

笠井会長 根本委員。

根本孝一委員 副委員長の根本です。

事前審査会では、とりあえず5年ですけれども、口約束上は、20年以上は貸すよというようなことを言われているそうです。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、許可することに可決します。

次に、2番、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、許可することに可決します。

押田委員の入室をお願いします。

〔押田勝巳委員入場〕

笠井会長 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

2ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条第3項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年4月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、十余一字清戸道東、地番47番2の一部。

地目、畑、現況、畑。

地積、1,345平米のうち、399平米。

権利者、白井市谷田 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

義務者、白井市谷田 番地、〇〇〇〇。

申請事由、転用を伴う使用貸借権の設定（専用住宅）。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

芦田恵子委員、お願いします。

芦田恵子委員 1班班長の芦田です。

議案第2号の調査報告を行います。

資料の3番をごらんください。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さんの代理人で、〇〇〇〇一級建築士設計事務所の〇〇〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から東へ約4キロメートルに位置しております。

県道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、用途地域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、専用住宅用地。

現在住んでいるところは、庭先に崖を背負っており、危険性を勧告されたため、将来のことも考えて、当該申請地に専用住宅を新築したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は399平方メートルであり、建築面積との関係においても、面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、借入金にて賄う計画となっております。

該当地は道路より低いため、盛土にて新築する計画です。

用水は井戸水。

汚水、雑排水は、浄化槽にて対応後、道路側溝に放流し、雨水については、雨水浸透ますを設置し、敷地内処理します。

この計画を隣接土地所有者に説明し、同意書をいただいているそうです。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。
ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。
山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 十余一、清戸、谷田担当の山崎です。
先日の事前審査会で回答が得られなかった件について説明します。
現在住んでいる場所が、災害警戒区域に指定されているかということですが、それは代理人の〇〇〇〇さんが、追加の資料として3の23から25を提出されたので、そちらをご確認ください。
あと、家の位置が、今度新しく建てる場所の家の位置が真ん中過ぎるのではないかという質問が出ましたが、3の4を見ますと真ん中に見えるのですが、3の5を見てもらいたいのですが、左図のほうに寄って見えるので、隣の4の17の14の細長い部分が合わさって真ん中に見えたのではないかなと思います。
私からは以上です。

笠井会長 ありがとうございます。
事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いします。
福田委員。

福田孝一委員 事前審査のときのことなのですが、新しく出たものの1番、〇〇さんの所有している農地が幾つかあるのですが、農地として活用しているのかというのはわかりますか。

笠井会長 内藤委員。
内藤秀樹委員 現在、〇〇さんは農業を全くやっていないので、ただ保全管理しているだけです、全て。
農家ではないです、今は。

福田孝一委員 関連して2番の土地利用計画において建物の配置計画の残地の利用なのですが、家の周りは、結局、あそこは農地ということになるのですか。

笠井会長 事務局。
事務局 事務局、大野です。
一応、台帳上には農地という形で入っております。
相続で受けた土地ですので、農地は農地というような形になります。

福田孝一委員 そこで畑をやるとかというような話は聞いていませんか。
あの残ったところね、これは畑。

事務局 先ほど内藤委員さんが言われたとおり、多分、保全管理だけだと思います。
福田孝一委員 言い忘れましたが、平塚の福田です。

わかりました。以上です。

笠井会長 ほかにございますか。

押田委員。

押田勝巳委員 推進委員の押田ですけれども、先日、事前審査のとき聞き忘れたので、ここで申しわけないのですけれども、古い家、要するに屋敷が崖みたいなことだということで、現在の住まいなのですから、あれは解体とか何か計画が入っているのですか。

笠井会長 内藤委員。

内藤秀樹委員 計画は入っていないです。

笠井会長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 平成30年度第1次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

議案第3号 平成30年度第1次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成30年度第1次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

平成30年4月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、4ページをごらんください。

4ページは市長からの協議文となっております。

続きまして、5ページをごらんください。

1番、木字所沢1010番2、外1筆。

地目、田。

利用権設定面積、合計で2,199平米。

賃貸借権。

内容、水稻。

期間、5年。

賃料、合計で米180キロです。

支払方法、直接持参。

利用権を設定する者、住所、白井市木 番の 、氏名、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、住所、白井市木 番地の内 、氏名、〇〇〇〇。

経営面積、181アール。

継続です。

2番、河原子字堂下90番1、外2筆。

地目、田。

合計で、1,557平米。

賃貸借権。

内容、水稻。

期間、10年。

賃料、3万6,000円。

支払方法、直接持参。

利用権を設定する者、白井市河原子 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

経営面積、441アール。

継続。

3番、木字向235番1。

畑。

1,000平米。

賃貸借権。

畑作。

期間、1年。

5,000円、直接持参。

利用権を設定する者、白井市木 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市名内 番地、〇〇〇〇。

経営面積、139平米。

継続。

4番、木字野口下894番。

田。

1,404平米。

賃貸借権。

内容、水稻。

期間、3年。

賃料、米120キロ、直接持参。

利用権の設定をする者、白井市河原子 番地、氏名、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、住所、白井市木 番地の 、〇〇〇〇。

経営面積、181アール。

継続。

以上でございます。

審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は継続ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号平成30年度第1次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 平成30年度第1次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第4号 下限面積（別段面積）の設定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

議案第4号、6ページをごらんください。

下限面積（別段面積）の設定について。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いた

します。

平成30年4月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

農地法施行規則第17条第1項の適用について。

地域、市内全域。

方針、現行の下限面積（別段の面積）50アールの変更は行わない。

理由、下限面積を設定するに当たっては、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が、耕作の総数の4割を下らないよう農地法施行規則第17条第1項第3号で規定されている。

2015年農林業センサスの白井市の数値では、50アールの設定でこの規定を満たすこと、また経営面積が余り小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるため、従来どおり50アールとする。

補足説明を行います。

具体的に数値を申し上げますと、2015年の農林業センサスの農業経営体数が474。50アール未満の数が36、割り返しますと13.1%となり、40%は超えていませんので、従来どおりの50アールとしたものです。

続きまして、あわせて提案したいのですが、農地法施行令第2条により、下限面積に達していない場合、例外適用がありますので、草花等の栽培で面積が少なくとも、その経営が集約的な新規就農等については、その都度、委員会に諮って判断していくという方法をとりたいので、あわせてご審議ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

これより質疑に入らせていただきます。質疑のある方は挙手をお願いします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号 下限面積（別段面積）の設定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 下限面積（別段面積）の設定について、承認することに可決します。次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

7ページをごらんください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

平成30年4月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

8ページをごらんください。

こちらは農地法第3条の3第1項の規定による届け出になっております。

続きまして、9ページをごらんください。

こちらが農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出になっております。

続きまして、10ページをごらんください。

こちらが農地法第18条第6項の規定による通知でございます。

続きまして、表の次第に戻っていただきまして、4番の報告事項・協議等。

(2) その他、5月の事前審査会、総会の日程について。

申請の締め切りは、4月の24日、火曜日。

事前審査会は、5月1日、火曜日、第2班となります。

午前9時から、本庁舎の3階会議室301でございます。

総会のほうは、5月8日、火曜日、午後4時から、本庁舎3階会議室301でございます。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

長時間にわたり、慎重なる審議、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長 笠井行雄

白井市農業委員会議事録署名人 福田孝一

白井市農業委員会議事録署名人 内藤秀樹